



三重県公報

令和3年12月27日 (月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
134	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
135	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(同)	2
136	現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則を廃止する規則	(人 事 課)	3
137	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	3
138	三重県立ゆめドームうえの条例施行規則を廃止する規則	(水資源・地域プロジェクト課)	3
139	三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(スポーツ推進課)	4
140	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	4
企業庁管理規程			
15	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	5
16	三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	(同)	7
17	三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程	(同)	7
病院事業庁管理規程			
15	三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	8
16	三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程	(同)	8
17	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(同)	9
18	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(同)	10
19	三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程	(同)	12
20	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(同)	14
訓 令			
11	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(人 事 課)	15

三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第百三十九号

三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県都市公園条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第一条関係）				別表（第一条関係）			
都市公園名	公園施設名	利用日	利用時間	都市公園名	公園施設名	利用日	利用時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五十鈴公園	(略)	(略)	(略)	五十鈴公園	(略)	(略)	(略)
	陸上競技場 及び第二陸上競技場	一月四日か ら十二月二 十八日まで (月曜日及 び休日の翌 日を除 く。)	午前九時から 午後八時三十 分まで		陸上競技場 及び補助競 技場	一月四日か ら十二月二 十八日まで (月曜日及 び休日の翌 日を除 く。)	午前九時から 午後八時三十 分まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第百四十号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則（平成十八年三重県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第三条 (略)</p> <p>(<u>条例第三条第一項第六号に該当する土地の区域</u>)</p> <p>第四条 <u>条例第三条第一項第六号の規定により、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十九条の九第六号に規定する住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域とは、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第二号、第五条第二号又は第八条第二号に規定する浸水した場合に想定される水深が三メートル以上である土地の区域及び過去の降雨により河川が氾濫した際</u></p>	<p>第三条 (略)</p>

<p>に浸水した地点、その水深その他の状況を勘案し、浸水被害の常襲地であると認められる土地の区域とする。ただし、次に掲げる土地の区域を除く。</p> <p>一 洪水、雨水出水（水防法第二条第一項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合に同法第十五条第一項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第二号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域</p> <p>二 前号の土地の区域と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域</p>	<p>（略）</p>
<p>第五条（略） （条例第三条第三項の告示の方法）</p>	<p>第四条（略） （条例第三条第三項の告示の方法）</p>
<p>第六条（略）</p> <p>2 知事は、前項の告示をしたときは、告示内容を記載した書類のほか、前条第一項及び第二項各号に掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2 知事は、前項の告示をしたときは、告示内容を記載した書類のほか、第四条第一項及び第二項各号に掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。</p>
<p>第七条・第八条（略）</p>	<p>第六条・第七条（略）</p>

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

三重県企業庁管理規程第十五号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この管理規程は、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、企業庁企業職員（三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）第五条第二項に規定する三重県企業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（第四条第三項において「再任</p>	<p>（企業庁企業職員の種類）</p> <p>第一条 企業庁企業職員（三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）第五条第二項に規定する三重県企業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（第四条第三項において「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十八条第一項の規定により採用された職員（第四</p>

<p>用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員(第四条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)以外のものをいう。以下「職員」という。)の給与の額、支給方法その他給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)以外のものをいう。以下「職員」という。)は、一般職員及び現業職員とする。</p>
<p>(給料表)</p>	<p>2 一般職員とは現業職員以外の職員をいい、現業職員とは法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。</p> <p>(給料表)</p>
<p>第二条 職員の給料表は、職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第六条第一項第一号に規定する行政職給料表を準用するものとする。</p>	<p>2 一般職員の給料表は、職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第六条第一項第一号に規定する行政職給料表を準用するものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、職員のうち一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料表は、任期付職員採用条例第四条第一項に規定する給料表を準用するものとする。</p>	<p>2 現業職員の給料表は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号。以下「現業職員給与条例」という。)第二条に規定する現業職員給料表を準用するものとする。</p>
<p>3 職員(特定任期付職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容及び職名は、別表第一の等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、一般職員のうち一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料表は、任期付職員採用条例第四条第一項に規定する給料表を準用するものとする。</p>
<p>4 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p>	<p>4 一般職員(特定任期付職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容及び職名は、別表第一の等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p>
<p>第三条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(住居手当)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第三条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、職員給与条例及び現業職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(住居手当)</p>
<p>第三条の二 条例第四条の三第一号の別に管理者が定める職員は、三重県企業庁公舎管理規程(昭和三十九年三重県企業庁管理規程第七号)第二条に規定する公舎に居住する者(勤務の都合により、配偶者又は扶養親族である者(三重県内に居住する者に限る。))とやむを得ず別居している職員を除く。)をいう。</p> <p>(補則)</p>	<p>第三条の二 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十二号。以下「条例」という。)第四条の三第一号の別に管理者が定める職員は、三重県企業庁公舎管理規程(昭和三十九年三重県企業庁管理規程第七号)第二条に規定する公舎に居住する者(勤務の都合により、配偶者又は扶養親族である者(三重県内に居住する者に限る。))とやむを得ず別居している職員を除く。)をいう。</p> <p>(補則)</p>

の任免（第14号の項第4号及び第15号の項第4号に掲げるものを除く。）									
(1) 課長職以上に係るもの	○								
(2) 課長補佐職、係長職及び一般職に係るもの	○								
(3) 臨時的任用及び任用期間更新の承認			○						
2 非常勤職員に係る任免									
(1) 課に係るもの			○						
(2) 県立病院に係るもの									
イ 非常勤嘱託医に係るもの						○			
ロ 臨床研修医に係るもの						○			
ハ イ、ロ以外の職種に係るもの							○		
3 地方公営企業法第13条第1項及び第15条第1項ただし書に係る同意申請		○							
4 三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号）第3条第2項に規定する企業出納員の任命			○						

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第十七号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この管理規程は、病院事業職員の服務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この管理規程中、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 病院事業職員 <u>三重県病院事業庁に勤務する職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この管理規程は、<u>三重県病院事業庁（以下「事業庁」という。）に勤務する病院事業職員の服務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この管理規程中、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 病院事業職員 <u>一般職員（現業職員以外の職員をいう。ただし、臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）及び現業職員（法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。）をいう。</u></p>

<p>職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)を除く。</p> <p>二・三 (略) (一週間の勤務時間)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた病院事業職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった病院事業職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった病院事業職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、事業庁長が定める。</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、事業庁長が定める。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、事業庁長が定める。</p>	<p>職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)を除く。</p> <p>二・三 (略) (一週間の勤務時間)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた病院事業職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった病院事業職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった病院事業職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、事業庁長が定める。</p> <p>3 法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された病院事業職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、事業庁長が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された病院事業職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、事業庁長が定める。</p>
--	--

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第十八号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程
三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(趣旨)
 第一条 この管理規程は、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業給与条例」という。)の規定に基づき、三重県病院事業庁企業職員(病院事業給与条例第一条に規定する「病院事業庁企業職員」をいう。以下「病院事業職員」という。)の給与の額、支給方法その他給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

(給料表)
 第三条 給料表の種類及びその適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、給料表の種類については、職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第六条第一項第一号及び第四号に規定するそれぞれの給料表を準用するものとする。

種類	適用範囲
(略)	(略)
医療職 給料表 (略)	(略)
医療職 給料表 (三)	(略)

2 前項の規定にかかわらず、病院事業職員のうち一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)第二条第一項の規定により

(趣旨)
 第一条 この管理規程は、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業給与条例」という。)の規定に基づき、三重県病院事業庁企業職員(以下「病院事業職員」という。)の給与の額、支給方法その他給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(企業職員の種類)

第二条 病院事業職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。)以外のものをいう。以下同じ。)は、一般職員及び現業職員とする。

2 一般職員とは現業職員以外の職員をいい、現業職員とは地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。

(給料表)

第三条 給料表の種類及びその適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、給料表の種類については、職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第六条第一項第一号及び第四号に規定するそれぞれの給料表及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号。以下「現業職員給与条例」という。)第二条に規定する給料表を準用するものとする。

種類	適用範囲
(略)	(略)
医療職 給料表 (略)	(略)
医療職 給料表 (三)	(略)
現業職給料表	この管理規程に基づく現業の業務に従事する総務技術員及び福祉医療技術員である病院事業職員

2 前項の規定にかかわらず、一般職のうち一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)第二条第一項の規定により任期

任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料表は、任期付職員採用条例第四条第一項に規定する給料表を準用するものとする。

3 病院事業職員（特定任期付職員を除く。以下同じ。）の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第一又は別表第二に定めるとおりとする。

（職務の級）

第四条 病院事業職員の職務の級は別表第一又は別表第二に基づき決定する。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第五条 病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、管理者が特に定めるもののほか職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 （略）

（給与の支給方法等）

第二十九条 この管理規程に定めるものを除くほか、病院事業職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に関し必要な事項は、職員給与条例、三重県職員退職手当支給条例、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年三重県条例第九十号）及び任期付職員採用条例の適用を受ける者の例による。

別表第3 免除

を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料表は、任期付職員採用条例第四条第一項に規定する給料表を準用するものとする。

3 一般職員（特定任期付職員を除く。以下同じ。）の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第一又は別表第二に定めるとおりとする。

4 現業職員の職務は、その困難及び責任の程度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第三に定めるとおりとする。

（職務の級）

第四条 病院事業職員の職務の級は、一般職員にあつては別表第一又は別表第二、現業職員にあつては別表第三に基づき決定する。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第五条 病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、管理者が特に定めるもののほか一般職員にあつては職員給与条例、現業職員にあつては現業職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 （略）

（給与の支給方法等）

第二十九条 この管理規程に定めるものを除くほか、病院事業職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に関し必要な事項は、職員給与条例、現業職員給与条例、三重県職員退職手当支給条例、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年三重県条例第九十号）及び任期付職員採用条例の適用を受ける者の例による。

別表第3（第3条、第4条関係）

現業職給料表級別職務分類表

1級	定型的な業務を行う技術員の職務
2級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務
3級	1 主任技術員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務
4級	総括技術員の職務

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第十九号

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員		品目	数量	期間
病院	(1) 医師 歯科医師 薬剤師 診療放射線技師 マッサージ師	白衣 白ズボン	1 1	1 1
	(2) 臨床検査技師 臨床工学技士	白衣 白ズボン	2 1	1 1
	(3) 心理検査技師 医療福祉技師	白衣	1	1
	(4) 助産師 看護師 准看護師 (女性)	白衣 又は 精神・神経科看護等業務に従事する者にあつては、白衣（半）及び白ズボン 帽子 白靴 靴下	2 2 1 2 10	1 1 1 1 1
	(5) 看護師 准看護師 (男性)	白衣 白ズボン 白靴	2 2 2	1 1 1
	(6) 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	白衣 又は 作業服（上） 白ズボン 又は 作業服（下） 白靴	2 1 2 1 2	1 2 1 1 1
	(7) 保育士（院内保育所保育士に限る。）	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	2 1
	(8) 管理栄養士	白衣 帽子 ゴム長靴	2 1 1	1 1 3
	(9) 技術専門員 (看護等の助手業務に従事する者)	白衣 白ズボン 帽子 白靴 靴下 (白ズボンを貸与した者には靴下を貸与しない。)	2 2 1 2 8	1 1 1 1 1
	(10) 技術専門員	作業服（上下）	1	1

	(施設管理業務に従事する者)	又は 白衣 夏シャツ ズック靴 又は ゴム長靴	1 1 1 1	1 2 1 5
	(11) (1)から(10)までに掲げる職員以外の職員	作業服(上) 又は 白衣	1 1	2 1
	臨時又は非常勤の職員で副庁長等が認める者	各職種及び業務の区分に準じて副庁長等が定める。	予算の範囲内において副庁長等が定める。	副庁長等が必要と認める期間
共通	副庁長等が必要と認める職員	業務上必要と認める消耗品(一件500円以下のものに限る。)	予算の範囲内において副庁長等が定める。	副庁長等が必要と認める期間

備考 1 白衣、ズボン及び帽子で数量が 1 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 2 とする。
2 白衣及びズボンで数量が 2 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 4 とすることができる。この場合において、期間の欄中「1」とあるのは「2」とする。

附 則

りの管理規程は、公布の日から施行する。

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をりに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第二十号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程(平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2(第17条、第87条、第107条関係) 勘定科目表 (略)					別表第2(第17条、第87条、第107条関係) 勘定科目表 (略)				
費用勘定					費用勘定				
款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	常勤の職員の本給	病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	常勤の職員の本給
			(略)	(略)				(略)	(略)
			事務員給	(略)				事務員給	(略)

			(手当) 「給料」の職種別区分と同じ者に係る手当				労務員給	総務技術員、福祉医療技術員などに係る給料
			(略) 事務員手当				(手当)	「給料」の職種別区分と同じ者に係る手当
	(略)	(略)	(略)	(略)			(略) 事務員手当	
					(略)	(略)	労務員手当	
							(略)	(略)

附 記

凡の種別を削ぎ、公布の日から施行する。

訓 令

三重県訓令第 11 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中 2 の表及び 3 の表を削り、「1 一般職員関係」を削る。

別表第 1 号の項中

(2) 下記業務に従事する職員（技術専門員又は特に担当部局長が必要と認める者に限る。）	イ 自動車運行管理業務に従事する者	作業服（上下）	1	1
	ロ 施設管理業務に従事する者	夏シャツ	1	2
		ゴム長靴	1	5

を

「 (2) 下記業務に従事する職員（技術専門員又は特に担当部長が必要と認める者に限る。） イ 自動車運行管理業務に従事する者 ロ 施設管理業務に従事する者	作業服（上下）	1	1
	夏シャツ	1	2
	ゴム長靴	1	5
(3) 所属長が必要と認める職員	業務上必要と認める消耗品（1件500円以下のものに限る。）	予算の範囲において所属長が定める。	所属長が必要と認める期間

に改め、同表第 5 号の項第 4

号中

「 (3) 看護師 准看護師 （女性職員に限る。）	白衣及び白ズボン	2	1
	又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	1	1
	又は エプロン	2	1
	白靴	2	1
(4) 看護師 准看護師 （男性職員に限る。）	白衣及び白ズボン	2	1
	又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	1	1
	又は エプロン	2	1
	白靴	2	1

を

「 (3) 看護師 准看護師	白衣及び白ズボン	2	1
	又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	1	1
	又は エプロン	2	1
	白靴	2	1

に改め、第 5 号を第 4 号

とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第6号の項第1号中

(6) 現場業務に従事する職員であつて、特に環境生活部長が必要と認める者	作業服（上下）	1	2
	防寒服	1	5

を

(6) 土砂等の埋立て等の指導に従事する者	作業服（上下）	1	2
	安全靴	1	3
	ゴム長靴	1	3
	防寒服	1	5
(7) 現場業務に従事する職員であつて、特に環境生活部長が必要と認める者	作業服（上下）	1	2
	防寒服	1	5

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
